

子ども・子育て支援金制度及び  
国民健康保険税の改正点における被保険者への周知について

令和8年4月から新たに「子ども・子育て支援金制度」が開始されるとともに、国民健康保険税における税率の改定を行いました。

このことについての周知を行うことを目的として、被保険者への個別通知を実施します。

1 個別通知について

(1) 発送件数

約20,000世帯

(2) 発送時期

令和8年5月上旬を予定

2 周知内容について

(1) 税率

| 課税区分                                    | 内 訳          | 改正前     | 改正後     | 差額      |
|---|--------------|---------|---------|---------|
| 基礎課税分<br>(0歳～74歳)                       | 所得割          | 6.72%   | 6.70%   | -0.02%  |
|   | 均等割          | 35,800円 | 40,400円 | +4,600円 |
| 後期高齢者<br>支援金等課税分<br>(0歳～74歳)            | 所得割          | 2.85%   | 3.08%   | +0.23%  |
|   | 均等割          | 15,700円 | 19,000円 | +3,300円 |
| 介護納付金<br>課税分<br>(40歳～64歳)               | 所得割          | 2.30%   | 2.47%   | +0.17%  |
|   | 均等割          | 15,700円 | 18,000円 | +2,300円 |
| 【新規】<br>子ども・子育て<br>支援納付金課税分<br>(0歳～74歳) | 所得割          | —       | 0.26%   | —       |
|   | 均等割          | —       | 1,700円  | —       |
| (18歳～74歳)                               | 18歳以上均等<br>割 | —       | 200円    | —       |

(2) 軽減額の改正

令和8年3月31日に政令が公布されたことに伴い、所得に応じた均等割額の軽減に加え、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）の均等割額が軽減される予定です。